

工事における低入札価格調査について

当機構では、品確法の趣旨に則り、工事の品質確保や適正な下請契約がなされるよう建設工事等において、低入札価格調査制度を導入しております。

この度、更なる低入札価格調査体制の強化を図るため、以下のとおり工事発注案件において低入札価格調査に移行した場合の書類提出期限について、以下のとおり改めましたので、お知らせします。

1. 対象となる工事発注案件

当機構が発注する全ての低入札価格調査対象案件

2. 適用時期

平成29年4月3日以降に入札公告又は指名通知を行う案件より適用

3. 適用後における低入札価格調査に必要な資料の提出期限

開札後、当機構より通知された日を含み3日以内（ ）

「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は当該期間に含まない。